

公 示

河川法（昭和39年法律第167号）第75条第5項に基づき、次のとおり公示する。

下記の栈橋、栈橋の付属工作物等について、令和8年5月11日（月）までに引取りに来てください。なお、期限までに引取りのない場合は、河川法第75条第10項の規定に基づき当方において処理します。

記

1 保管した工作物等の名称又は種類、形状及び数量

別紙（保管一覧表）のとおり

2 保管した工作物等の放置されていた場所及び撤去した日

放置場所 / 一級河川吉野川水系撫養川河川区域内水域
鳴門市大津町長江地先
鳴門市撫養町南浜地先

撤去日 / 令和7年10月30日（木）午前10時
～令和7年10月31日（金）午前10時

3 工作物等の保管を始めた日及び保管場所・保管期限

保管日 / 令和7年11月6日（木）午前10時
～令和7年11月11日（火）午後1時

保管場所 / 鳴門市鳴門町高島 小鳴門大橋下（資材置場）
別図参照

保管期限 / 令和8年5月11日（月）

4 工作物等の保有者等が返還を受ける方法

工作物等の所有者等が東部県土整備局鳴門担当に申し出てください。
工作物等の撤去、保管その他に要した費用を支払っていただいた後、返還いたします。

5 本件に関する問合せ先

徳島県県土整備部 河川政策課
電話 088-621-2571
徳島県東部県土整備局 鳴門担当
電話 088-684-4581

令和7年11月12日

河川管理者 徳島県知事 後藤田 正純

